

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 18 日 木曜日
開会 14 時 00 分 閉会 15 時 40 分
- 2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室
- 3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
委 員 松山 大耕
- 4 欠席者 委 員 石井 英真
委 員 濱崎 加奈子
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の概要
- (1) 開会
14 時 00 分、教育長が開会を宣告。
- (2) 前会会議録の承認
第 1524 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。
- (3) 議事の概要
- ア 議事
議案 1 1 件、報告 3 件
- イ 非公開の承認
議案 3 件、報告 2 件については、人事に関する事、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。
- ウ 非公開の宣言
教育長から、議案 3 件、報告 2 件について、会議を非公開とすることを宣言。
- エ 議決事項
- 議第 3 9 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第 4 0 号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 議第41号 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第42号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第43号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 塚原 教職員人事課担当課長)

議第39～43号の5件の議案について、教職員の勤務条件に関する規則改正となるため、一括して説明させていただく。

「1 教育職員給料表の切替えに伴う改正」について、令和6年11月市会で議決された教職員給与条例の改正において、令和7年4月1日から適用する給料表の特2級以上の初号給付近の号給を削除したところであるが、この給料表の改正に伴い、規則において定めている、昇格対応表や義務教育等教員特別手当について、不要となった号給部分を削除するなど、必要な改正を行うものである。

「2 臨時的任用職員、会計年度任用職員に係る改正」について、市長部局の取扱いに準じて、他の教職員から指示を受けて定型的・補助的な業務を行う会計年度任用職員Bといわれる職に相当する、校務支援員や部活動指導員等に期末・勤勉手当を支給できることとするもの及び令和6年11月市会の条例改正で、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給できるようにしたことを踏まえ、管理用務員の中で、正規職員を経て臨時的任用職員として勤務している方も同様に、住居手当を支給できることとするものである。

「3 子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現のための改正」について、育児・介護休業法が改正されたことを受け、子の養育を理由に、正規の勤務時間を超える勤務を免除できるが、その子の範囲を、現行の3歳未満から小学校入学までと拡大する。また、子を看護するために取得できる特別休暇について、その要件に、子の体調不良に加え、子の学校行事への出席を追加するものである。

「4 その他の諸規定整備」について、新たに学校事務職員を採用する際、その者の学歴や職歴を踏まえて初任給の決定を行うことを基本としているが、年齢に応じて適用する号給の最低基準、年齢別保障初任給も設けており、一定の給与水準を保障している。令和6年度当初の学校事務職員給料表の見直しに伴い規則改正をしたところだが、規定整備上の不備が判明したため、再度改正を行うものである。また、退職手当について、本市の常勤講師が引き続いて他都市で勤務する場合に、本市での勤続期間を通算できる旨を明記するものである。

「5 施行時期」については、4を除き、令和7年4月1日からとなる。4の退職手当の規定は令和6年度末の退職者から適用させるため、令和7年3月31日から施行とし、4の年齢別保障初任給は給料表見直しのタイミングに合わせ令和6年4月1日に遡及する。

(委員からの主な意見)

なし

(議決)

教育長が、「議第39号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」その他4件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第44号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 嶋本 学校地域協働推進課長)

本議案は、本市における学校評議員制度を廃止するものである。

学校評議員制度は、平成12年の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして導入されたものであり、当時、本市においては、既に「開かれた学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」に力を入れており、この学校評議員については、制度化以前の平成11年度から、全国に先駆けて導入に着手し、平成13年度には、全校・幼稚園に導入が完了した。

しかし、平成16年度に、地域住民が学校運営の「主体」として参画する「学校運営協議会」制度が法制化されたことに伴い、国の方向性も踏まえながら、学校運営協議会の設置を進めると同時に、学校評議員を発展的に解消してきた。

そのような中、令和6年度に学校運営協議会の全校・幼稚園への設置を達成したことに伴い、学校評議員制度を活用する学校がなくなったこと、また今後、活用が見込めないことから、このたび学校評議員制度を廃止するものである。

本改正の施行期日は、令和7年4月1日となる。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 学校評議員制度と学校運営協議会制度を同時に活用していた学校はあるか。

【事務局】 過去には、両制度を活用していた学校も存在していた。そのような学校では、学校運営協議会も置きながら、必要に応じて地域の要職の方などに学校評議員として意見を伺っていたものと認識している。

【稲田教育長】 全国において、学校運営協議会を設置している公立学校は、6割程度であると認識しているが、それ以外の学校は、学校評議員制度を活用しているということか。

【事務局】 概ねそうであると思われる。

(議決)

教育長が、「議第44号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第45号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 坂本 総合育成支援課長)

議第45号「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」お諮りする。お諮りする内容は、北総合支援学校紅梅分教室の廃止に関する改正と、学校評議員制度の廃止に伴っての学校評議員に関する第29条の規定の削除、この2点である。

それでは、概要を説明するので議案説明資料をご覧ください。

1 規則改正の趣旨の(1)北総合支援学校紅梅分教室の廃止について、説明する。

まず、簡単に総合支援学校の分教室についてご説明する。分教室は、病院等の施設にお

いて、長期入院・入所する児童生徒が常時一定人数おり、かつ、教室や職員待機スペースをご提供いただける場合に、当該施設内に分教室を設置し、そこに教員を常駐や派遣することで学習保障を行うものである。

現時点、本市では、病弱を担当する桃陽総合支援学校の分教室を市立病院、京都大学附属病院、京都府立医科大学附属病院、第二日赤の4つの病院に設置するとともに、北総合支援学校の分教室＝紅梅分教室を、北総合支援学校の通学区域内にあって、聖ヨゼフ整枝園や麦の穂学園のある聖ヨゼフ医療福祉センター内に設置している。

この北総合支援学校の紅梅分教室については、元々、聖ヨゼフ医療福祉センターに私立聖マリア養護学校が併設され、同施設に入所する児童生徒の教育を行っておられたが、平成16年4月の北総合支援学校の開校を期に、当学校法人は聖マリア養護学校の廃止を決断され、併せて、同施設内に北総合支援学校の分教室の設置を市に対して要望されたことから、聖ヨゼフ医療福祉センターの聖ヨゼフ整枝園や麦の穂学園に入院・入所する児童生徒の教育保障のため、平成16年4月から設置してきたものである。

しかしながら、近年、同施設の診療方針で長期の入院・入所者が減少するとともに、5年ほど前から、長期入所であっても通学可能な児童生徒はスクールバスで北総合支援学校に通学する運用を開始したこともあって、分教室の在籍者数が、資料【参考】②に記載のとおり、年々減少しており、今後も、こうした状況が続くことが見込まれることから、施設側と協議のうえ、分教室を廃止することとした。

なお、この分教室廃止後は、同施設に長期入所する児童生徒があった場合は、通学可能な場合は北総合支援学校に通学、通学が難しい場合は、桃陽総合支援学校の訪問教育を行うこととなる。

次に、資料(2)の学校評議員制度の廃止についてであるが、先ほど議第44号で生涯学習部から説明があったものであり、ここでの説明は省略する。

これらの規則改正の施行期日については、令和7年4月1日とする。

以上が議案の概要の説明となる。

そして、この改正内容に従って、規則の条文を修正している。具体的な修正内容については、第4条(分教室の設置)から聖ヨゼフ医療福祉センターを削除、第29条(学校評議員)に関する条文を削除。また、それに伴い、第35条(入学資格)においても修正している。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 聖ヨゼフ医療福祉センターにはどのような障害の子どもが入所しているか。

【事務局】 主に重度の肢体不自由など、重症心身障害の子どもが入所している。長期に渡って自宅から出て、施設の中で治療しながら生活を送られている。平成16年に北総合支援学校が開校するまでは、同施設に併設の聖マリア養護学校に通うこととなっていたが、当時は20名程度在籍していたと聞いている。近年入所する子どもが減少し、廃止に至ったものである。

【稲田教育長】 本校への通学が可能になったから在籍者が減ったということもあるのか。

【事務局】 病院の方針として、長期の入院よりはできるだけ在宅で治療することにされたことが大きいですが、それに加え、通学できる場合はできるだけ本校に通学した方が教育内容が充実していることもあり、可能なお子さんにはスクールバスで通学していただいていることも一因である。

【石井委員】 施設への長期入所の減少が背景ということだが、子ども達が学ぶ機会が減っているということではなく、多くの子どもたちが包摂されているということであればよい。

【稲田教育長】 家族の滞在施設「ドナルドマクドナルドハウス」が新しくできるが、他府県からの入院が増えるなどによって、子どもたちの学びの保障に影響はあるのか。

【事務局】 「ドナルドマクドナルドハウス」が新設される京都府立医科大学附属病院には分教室を設置しており、桃陽総合支援学校の教員が常駐している。また、現状でも、同病院と京都大学附属病院は小児がんの拠点病院に指定され、全国の拠点病院15箇所のうち2箇所が京都市内にあるという状況から、全国から治療の必要な子ども達が集まってきており、同病院の中の分教室では常に5名を超えて多くの子どもたちが学んでいるという状況であり、影響は少ないと見込んでいる。

(議決)

教育長が、「議第45号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第46号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 小枝 学校指導課担当課長)

塔南高校を移転・再編し、令和5年4月に開建高校が開校している。開建高校の開校に伴い、塔南高校は生徒募集を停止し、令和7年2月28日に全生徒236名の卒業式が行われ、塔南高校を閉校することになり、最後の卒業式の後、閉校式典も執り行われている。これにより、塔南高校の閉校、また、京都市区の所管区域条例の町名の順に基づく京都市立高等学校条例の内容に合わせ、学校の規定順を改める改正を行う。

また、先ほどの議第44号の説明にあったとおり、令和6年度に全ての京都市立学校に学校運営協議会が設置されたことに伴い、他校種に合わせ高等学校においても、学校評議員制度を廃止するため、必要な規定整備を行う。

なお、施行期日については、令和7年4月1日を予定している。

(委員からの主な意見)

なし

(議決)

教育長が、「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 報告事項

報告 公立高校入学者選抜制度の見直し案について

(事務局説明 小枝 学校指導課 担当課長)

京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度については、現行制度の導入から10年以上経過する中で、京都府・京都市教育委員会及び府内公立中学・高校の代表者とともに、

中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校を選択できるより良い制度となるよう、検討・議論を進めてきた。本年1月の教育委員会で御報告したとおり、この間、新制度の骨格・枠組みを示した「新しい入学者選抜制度」(案)に対するパブリックコメントを実施し、その募集結果及び寄せられた御意見を踏まえた「新制度案」を取りまとめた。

まず、パブリックコメントの結果について、御説明する。

はじめに、意見募集の概要について御説明する。新制度の対象となる府下公立中学校の1年生については、各校を通じて意見用紙を配布するとともに、新制度案のポイントや制度見直しの趣旨を理解いただくための説明動画の配信のほか、本市においては保護者連絡ツール(すぐー)を活用し、市立中学校の全保護者に対して意見募集概要について周知を図るとともに、小学校・総合支援学校・高校の保護者に対しても同様の周知を図るなど、より丁寧な周知を図ったうえで、昨年12月から約1カ月間、パブリックコメントを実施した結果、計336件の御意見を頂戴した。保護者を中心に教育関係者や生徒など、幅広い世代から多岐にわたる御意見をいただいている。御意見の内訳は、意見数の多い区分として、「新制度全般」や「受検機会・日程」、「報告書や評価」に関する意見を頂戴している。

意見の傾向としては、選抜回数の見直しによる負担緩和や選抜日程の前倒し等、制度改善の方向性に対する意見が寄せられており、制度案の骨子に対して概ね賛成あるいは新制度に期待する御意見を多数頂戴している。

主な御意見は「合格発表が早くなることや前期と中期が一本化することは望ましい」「体調不良等で欠席した場合、追検査まで一定期間確保してほしい」「学力検査が2日連続となるため、生徒負担の軽減が必要ではないか」「中学校の内申をもっと考慮してもよいのではないか」「報告書の配点比率が大きい、小さくするなど検討できないか」「出願手続きの電子化を進めてほしい」「制度詳細を早期に周知してほしい」など。

続いて、新制度案について御説明する。

本入試制度の見直しについては、1月の教育委員会において、「制度案」の骨子となる内容を御説明させていただいたが、まず1点目として、現行の前期・中期・後期選抜のうち、前期及び中期を一本化し、「前期選抜(仮称)」と「後期選抜(仮称)」の2回の受検機会を設けるとともに、新たな「前期選抜」の検査日は2月中下旬とし、連続する2日間で検査を実施すること。

2点目、「前期選抜(仮称)」の実施方法について、各高校の特色に応じた検査項目・配点により、多角的に評価し選抜を行う「独自枠(仮称)」と、共通の検査項目・配点により選抜を行う「共通枠(仮称)」の2つの枠を設けること。

3点目、「独自枠(仮称)」は1校1学科等、「共通枠(仮称)」は最大3校3学科等の志願を可能とし、両方志願することで、現行制度と同数の最大4校4学科等の志願を可能とすること。

4点目、現在の中学1年生が対象となる令和9年度入学者選抜からの実施とすること。

次に、パブリックコメントを反映して『制度案』に加えた主な項目について御説明する。

先ほど御説明したパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「制度案」に追加している主な項目を記載している。

まず1点目、「受検機会の確保」について、一本化に伴い、中学生が安心して受検に臨めるような機会確保を求める御意見を踏まえ、「検査当日、体調不良等やむを得ない理由によって欠席した場合、追検査までの期間を1週間程度設けるなど、受検機会の確保に向けて適切な日程を検討」との文言を追記している。

2点目、『前期選抜（仮称）』のあり方』について、2日連続の検査に対する日程面や負担軽減策を求める御意見を踏まえ、選抜日程や検査内容について、「今後、生徒の負担軽減の観点や志望動向等も考慮し、検査日の順番や検査教科数、検査項目のあり方について検討」との文言を追記している。

3点目、報告書を考慮しない選抜方法の拡大を求める御意見を踏まえ、「多様な評価の推進の観点から、現在一部の特別入学者選抜で実施している報告書を用いない選抜方法の拡充についても検討」との文言を追記している。

4点目、「電子出願の導入」について、「生徒・保護者の利便性向上や入試手続きの負担軽減の観点から、新しい入学者選抜制度の実施にあわせて電子出願の導入」を目指すとの文言を追記している。

5点目、早期の情報提供を求める御意見を踏まえ、「令和7年6月頃を目途に各校の独自枠の検査内容案等の公表を検討」との文言を追記している。

最後に、今後の予定について御説明する。

令和7年4月中に、只今御説明した「制度案」を踏まえた「新制度の基本方針（仮称）」を教育委員会会議で審議し、議決いただければ、より詳細な制度設計を進める。

また、中学生及び保護者に対しては、同年6月に開催予定の公立高校合同説明会をはじめ、様々な機会を通じて周知・情報提供を適宜図るなど、丁寧な説明に努めてまいります。

（委員からの主な意見）

【石井委員】 新制度案は現行制度のマイナーチェンジだと認識しており、受検回数の一歩化などの方向性については、全体的にポジティブに捉えられているということを理解した。

案に追記されている報告書の評定を用いない選抜方法について、例えば広島では報告書の比重を従前よりも小さくしたり、神奈川では共通選抜の選考において、募集割合のうち一定数の選考を報告書の評定を用いない選抜方法で実施するなど、他自治体においても導入が進みつつある。こうした動向も踏まえると、報告書の評定を用いない選抜方法は今後、全国的にも焦点となる可能性があるが、本市での現状の取扱いや今後の議論の方向性について教えてほしい。

【事務局】 現状、京都市内では市立京都奏和高校と府立清明高校の2校が報告書を用いない選抜を実施。これらは、いわゆる学び直しや、フレックス的な学校。選抜方式にもよるが、学力検査、面接、作文などで選抜している。一方で、報告書の評定は中学校3年間の教科学習の成果であり、基本的には主体的な学びや継続的に学習に取り組む姿勢を評価した評定を選抜に用いることは大切だと考えているが、今回のパブリックコメントでのご意見を踏まえ、多様な評価の推進等の観点から、報告書の評定を用いない選抜方法の拡大について検討を行いたいと考えている。

【松山委員】 例えば学校での生活態度が悪く、それを理由に評定が低い生徒が、公立高校を志願した場合、報告書は合否の結果に大きく影響するののか。

【事務局】 学習評価は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点の評価を踏まえ、評定として示しているものであり、生活態度が直接結びつくものではないが、報告書は学力検査と同程度重視するとの

観点から、中期選抜ではそれぞれの割合は1 : 1にしたうえで選抜を実施しており、一定の比重を占めている。

【松山委員】 報告書の評定を用いない選抜方法について、学校現場はどのように考えているのか。

【事務局】 検討会議では、不登校生徒の増加や特定分野に特異な才能のある生徒が顕在化しつつある状況を踏まえると、多様な評価の推進の観点から検討することは好ましいとの意見もあった。こうした意見も踏まえ、なるべく選択肢を増やす方向で検討していきたい。

【教育長】 学力試験の一発勝負ではなく、中学校で3年間コツコツしてきた努力を評価することは必要。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月7日 予算特別委員会（局別質疑）

3月13日～3月14日 予算特別委員会（総括質疑）

3月15日 学校管理職等辞令式

3月17日 文教はぐくみ委員会

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

15時40分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長